

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設設置経費助成））計画届

〇〇 労働局長 殿

（ 公共職業安定所長経由）

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設設置経費助成））に係る計画の届出を行います。

（届出年月日） 令和元 年 5 月 15 日

① 申 請 者	（フリガナ） 職業訓練法人の名称 （フリガナ） 代表者の役職名及び氏名	マルマルケンセツケンレンキョウカイ 〇〇建設訓練協会 会長 ケンセツ タロウ 建設 太郎 印 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 (電話 12-3456-7890)				② 職業訓練法人の認可を受けた年月日 イ 都道府県知事 平成 15 年 4 月 1 日 ロ 構成事業主数 5,757 ハ 建設事業主等 5,731 ニ 中小建設事業主数 5,702 ホ 雇用保険加入 建設事業主数 5,526					
	（フリガナ） 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 （フリガナ） 氏 名 所 在 地	マルマルシヤカイホケンロウムシジムシヨ 〇〇社会保険労務士事務所 シヤカイ タロウ 社会 太郎 印 〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F (電話 23-4567-8901)									
	担当者の職名及び氏名	イ 職名 総務課長	ロ 氏名 建設 三郎								
実 施 計 画	③所要費用見込額	100,000,000円				うち助成対象経費	100,000,000円				
	財 源 区 分	当該助成金	国、県からの補助	左以外の補助金	自己資金	その他	計				
		50,000,000			50,000,000		100,000,000				
④訓 練 設 備 の 内 容 (宿泊関連施設の設備含む)											
購入・借上設備の名称		規格	数量	単価	金額	設置予定時期					
⑤訓 練 施 設 の 内 容 (宿泊関連施設含む)											
敷地の状況			施設の内容 注：その他欄は管理室、事務室、宿直室、便所、洗面所、廊下等可能な限り区分して記入すること								
面積㎡	所有区分	所有者名 (借用の場合)	構造及び床面積㎡	教室		実習場		その他		金 額	工事実施 期 間
				室数	床面積 (㎡)	室数	床面積 (㎡)	室数	床面積 (㎡)		
10,000㎡	所有		(教室棟) 鉄骨造1階建 1,300㎡	5	800㎡			便所	100㎡	60,000,000	令和元年7 月～令和2 年2月
			(管理棟) 鉄骨造1階建 2,000㎡					管理室 便所	300㎡ 100㎡	40,000,000	

(注) この計画届を提出する時は、裏面の注意事項を参照して下さい。

労働局処理欄	受理年月日 年 月 日			番号		
	局長	部長	課長	補佐	係長	担当

# 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設設置経費助成）） 計画届について

## 1 提出上の注意

- (1) この人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設設置経費助成））（以下「計画届」といいます。）は、建設工事における作業に係る職業訓練を広域的に実施する職業訓練法人であって、認定訓練（建設事業に直接関連するものに限る。）を実施するために必要な次のイの要件のいずれにも該当する職業訓練施設の設置又は整備若しくは次のロの要件に該当する職業訓練設備の整備を、所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長へ計画の届出を行い実施する場合、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
  - イ 職業訓練施設の設置又は整備を行う場合の要件
    - (イ) 実施する認定訓練の訓練生の数に応じた規模の職業訓練施設を設置又は整備するものであること。
    - (ロ) 職業訓練施設を設置又は整備後も適正な数の訓練生を確保する見込みがあるものであること。
    - (ハ) 職業訓練施設を設置又は整備するための土地を確保しているものであること。
    - (ニ) 耐火構造又はこれに準ずる構造の職業訓練施設を設置又は整備するものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき所要の措置を講ずるものであること。
  - ロ 職業訓練設備の設置又は整備を行う場合の要件  
集合して行う職業訓練の学科又は実技に必要な職業訓練設備を設置又は整備するものであること。
- ハ なお、イ及びロにおいては、原則として職業能力開発促進法施行規則（昭和50年労働省令第15号）別表2及び厚生労働大臣が別に定める設備細目を基準とします。（宿泊関連施設の設備は宿泊に関連するものとして通常考えられるもの）
- ニ 助成金の支給があった日から「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）を準用して算定した年数を経過する日まで間（設備の賃借の場合は、助成対象となる期間）は、助成金の支給対象となった職業訓練施設又は職業訓練設備について用途を変更しないこと並びに管轄労働局又はハローワークが必要に応じて求める職業訓練施設又は職業訓練設備の使用状況等についての調査に協力すること及び1年（賃借の場合は6ヶ月）ごとに職業訓練施設等使用状況報告書（建作別様式第3号の2）により報告にするものとする。なお、用途の変更があった場合は助成金を全部又は一部返還していただくことになります。
- (2) この計画届は、職業訓練法人が事業を実施しようとする日の原則として1ヶ月前までに、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (3) この計画届には、職業訓練法人の定款又は規約、構成員内訳表（建作別様式第1号）、職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書（建作様式第1号別紙1）、職業訓練施設設置等計画内訳書（建作様式第1号別紙2）、平面図等及び新たに認定訓練を実施する場合は都道府県知事あての職業訓練認定申請書・知事からの認定通知（既に認定された場合）、その他必要書類を添付して下さい。
- (4) 管轄労働局又はハローワークへの届出日以前に職業訓練施設の着工、又は職業訓練設備の整備手続等を実施した場合は助成対象とはなりません。

## 2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る職業訓練法人の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る職業訓練法人の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、届出者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る職業訓練法人の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (2) ③「所要費用見込額」欄は、職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書（建作様式第1号別紙1）に記載した額から記入して下さい。なお、「財源区分」の「国、県からの補助」に該当がある場合は助成対象にならない場合があります。
- (3) ④「訓練設備の内容（宿泊関連施設の設備含む）」⑤「訓練施設の内容（宿泊関連施設含む）」欄は、整備する内容によって該当するいずれかの箇所に記載してください。また、記載欄が足りない時は同様内容を任意の様式により添付して下さい。  
※印欄は、記入しないで下さい。

## 3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））」に係る計画変更届」（建作様式第3号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

- (1) 実施計画の③「所要費用見込額」が当初の計画より20%以上増加するとき。

## 4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））支給申請書

〇〇 労働局長 殿

（ 公共職業安定所長経由）

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））の支給を受けたいので申請します。

（申請年月日）令和2年2月30日

① 計画届の受理番号		〇〇〇							
② 申請者	(フリカナ) 中小建設事業主の団体等の名称	マルマルケンセツクンレンキョウカイ 〇〇建設訓練協会							
	(フリカナ) 代表者の役職名及び氏名	ケンセツ タロウ 会長 建設 太郎 (印)							
	所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 (電話 12-3456-7890)							
	(フリカナ) 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称	マルマルシャカイホケンロウムジジムシヨ 〇〇社会保険労務士事務所							
氏名	(フリカナ) 氏名	シャカイ タロウ 社会 太郎 (印)							
	所在地	〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F (電話 23-4567-8901)							
担当者の職名及び氏名		イ 職名 総務課長 ロ 氏名 建設 三郎							
申請額	③区 分	④ 所要費用				※ 算 定 額			
	職業訓練施設等 設置整備事業	90,000,000円				円			
⑤本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無		有（名称： ） ・ 無							
⑥ 訓練設備の詳細（宿泊関連の設備含む）									
訓練の名称	規格	計画			実績				
		数量	単価	金額	数量	単価	金額		
⑦ 訓練施設の詳細（宿泊関連の設備含む）									
施設の設置場所	施設の内容 注：「その他の部分の面積」欄は、管理室、事務室等を記入すること。						工事実施期間		
	構造及び 総面積（㎡）	教室		実習場		その他の部分 の面積（㎡）	金額	着工年月日	完成年月日
		室数	延面積（㎡）	室数	延面積（㎡）				
計画	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	鉄骨造1階建 3,300㎡	5	800		500	100,000,000	令和元年7月	令和2年2月
実績	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	鉄骨造1階建 3,300㎡	5	800		500	90,000,000	令和元年7月15日	令和2年2月20日

⑧【支給申請日から起算して過去5年間における本コースの支給申請状況】

	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	合計
計画届の受理番号	△△△					
支給申請書の提出年月日	平成30年2月1日					
支給申請額	10,000,000					
支給決定額	10,000,000					

(注) この申請書を提出するときは裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄	●計画届受理年月日 年 月 日					●支給申請書受理年月日 年 月 日	
	●支給決定年月日 年 月 日					●支給決定番号	●支給決定金額 円
	局長	部長	課長	補佐	係長	担当	備考

## 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））の支給申請について

### 1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、建設工事における作業に係る広域的な教育訓練を実施する職業訓練法人が、認定職業訓練（建設事業に直接関連するものに限る。）の実施に必要な職業訓練施設等の設置・整備を、所在地を管轄する都道府県労働局（以下、「管轄労働局」といいます。）長へ計画の届出を行い実施する場合にその要した費用につき支給される人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））の支給申請を行うときに管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) この申請書は、当該事業が終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (3) この申請書には、以下の書類を添付してください。
  - ①職業訓練施設の場合  
新築、増改築、修繕又は購入の区別に応じ次の書類  
a 新築、増改築又は修繕  
(a) 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙）  
(b) 工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）及び新築、増改築又は修繕に要した総費用の領収書の写し  
(c) 建物登記簿謄本  
(d) 職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真、各教室及び各実習場の写真（増改築又は修繕の場合は増改築又は修繕に係る部分の写真）  
(e) 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し及び知事からの認定通知の写し  
b 購入  
(a) 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙）  
(b) 建物登記簿謄本  
(c) 売買契約書の写し及び購入に要した費用の領収書の写し  
(d) 職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに各教室実習場の写真  
(e) 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し及び知事からの認定通知の写し
  - ②職業訓練設備の場合  
a 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙）  
b 所用費用の領収書  
c 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し及び知事からの認定通知の写し
- (4) 助成金の支給があった日から「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）を準用して算定した年数を経過する日まで間（設備の賃借の場合は、助成対象となる期間）は、助成金の支給対象となった職業訓練施設又は職業訓練設備について用途を変更しないこと、管轄労働局又はハローワークが必要に応じて求める職業訓練施設又は職業訓練設備の使用状況等についての調査に協力すること、1年（賃借の場合は6ヶ月）ごとに職業訓練施設等使用状況報告書（別様式第4号の2）により報告にすることが必要となります。なお、用途の変更があった場合は助成金を全部又は一部返還していただくこととなります。
- (5) 管轄労働局又はハローワークへの届出日より前に職業訓練施設の着工、又は職業訓練設備の整備手続等を実施した場合は助成対象とはなりません。

### 2 記入上の注意

- (1) ①「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届（写）記載の番号を記入してください。
- (2) ②「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る職業訓練法人の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印して下さい。
- (3) ④「所要費用」欄は、前記1の(3)の領収書の写しの金額の所要費用合計額を、記入して下さい。
- (4) ⑤「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (5) ⑥「訓練設備の詳細（宿泊関連の設備含む）」⑦「訓練施設の詳細（宿泊関連の設備含む）」欄は、整備する内容によって該当するいずれかの箇所に記載してください。また、記載欄が足りない時は同様内容を任意の様式により添付して下さい。

### 3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
- (5) 支給額は100円未満切り捨てとなります。